

○国立大学法人新潟大学授業料その他の費用に関する規程（抜粋）

（平成 16 年 4 月 1 日規程第 102 号）

別表第 12(第 18 条関係)

区分	実習料等
受託実習生 (歯科衛生士養成及び薬剤師養成を除く。)	日額 2,200
受託実習生(歯科衛生士養成)	日額 1,100
受託実習生(薬剤師養成)	11 週 419,100
薬剤師実務受託研修生	2 箇月 63,800 10 箇月 318,560
病院研修生	日額 5,500
研修登録医	1 箇月 6,600
エイズ診療従事者	医師又は歯科医師 日額 2,750 看護師等医療技術者 日額 1,320
臨床研究コーディネーター養成研修実習研修生	日額 16,500
看護職員キャリアアップ支援講習受講生	1 コース 5,500

令和 4 年 4 月 1 日現在